		目から三丁目まで、郷中一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、下小針天神一丁目から三丁目まで、下小針中島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、外堀三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、多気中町（次の図面に示す部分に限る。）、多気東町（次の図面に示す部分に限る。）並びに若草町（次の図面に示す部分に限る。）
	愛知県西春日井郡豊山町	大字青山（次の図面に示す部分に限る。）、大字青山金剛（次の図面に示す部分に限る。）、大字青山神明、大字青山東栄（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場神戸（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場小道、大字豊場新田町、大字豊場諏訪（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場殿釜、大字豊場中新田、大字豊場中之町（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場中之道（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場中道、大字豊場幟立、大字豊場林先、大字豊場東古諏訪、大字豊場丸田、大字豊場四ツ塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場若宮（次の図面に示す部分に限る。）及び大字豊場和合（次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該対象施設周辺地域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の区域は、なお従前の例による。

二百八十　航空自衛隊小牧基地笠原訓練場

対象防衛関係施設の所在地	岐阜県多治見市	笠原町字深山一番九
対象防衛関係施設の区域	岐阜県多治見市	笠原町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岐阜県多治見市	笠原町（次の図面に示す部分に限る。）
	岐阜県土岐市	妻木町及び鶴里町柿野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	愛知県瀬戸市	片草町及び上半田川町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該対象施設周辺地域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の区域は、なお従前の例による。

二百八十一　航空自衛隊岐阜基地

対象防衛関係施設の所在地	岐阜県各務原市	那加官有地無番地
対象防衛関係施設の区域	岐阜県各務原市	蘇原三柿野町、那加官有地無番地、三井東町二丁目及び山脇町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岐阜県各務原市	鵜沼朝日町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼大伊木町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼各務原町一丁目、二丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼川崎町一丁目から三丁目まで、鵜沼三ツ池町一丁目から六丁目まで、大佐野町（次の図面に示す部分に限る。）、大佐野町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、各務西町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、各務山の前町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、各務山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上中屋町（次の図面に示す部分に限る。）、上中屋町一丁目から五丁目まで、川崎町、小佐野町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、下切町（次の図面に示す部分に限る。）、下切町一丁目から九丁目まで、下中屋町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上戸町一丁目から七丁目まで、蘇原旭町一丁目から四丁目まで、蘇原柿沢町一丁目から三丁目まで、蘇原菊園町一丁目から四丁目まで、蘇原希望町一丁目から四丁目まで、蘇原興亜町一丁目から五丁目まで、蘇原栄町一丁目から四丁目まで、蘇原早苗町、蘇原沢上町一丁目から四丁目まで、蘇原新栄町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、蘇原瑞雲町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、蘇原中央町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、蘇原月丘町一丁目から四丁目まで、蘇原東栄町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原野口町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原東島町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原三柿野町、蘇原三柿野町一丁目から三丁目まで、蘇原緑町一丁目から四丁目まで、蘇原村雨町一丁目から四丁目まで、蘇原六軒町一丁目から四丁目まで、那加吾妻町、那加甥田町（次の図面に示す部分に限る。）、那加織田町一丁目及び二丁目、那加官有地無番地、那加北栄町、那加桐野外二ケ所大字入会地、那加楠町、那加栄町、那加桜町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、那加昭南町、那加住吉町一丁目から五丁目まで、那加大東町、那加東亜町（次の図面に示す部分に限る。）、那加東新町一丁目及び二丁目、那加西那加町（次の図面に示す部分に限る。）、那加信長町一丁目から三丁目まで、那加東那加町、那加日之出町、那加雲雀町、那加不動丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、那加本町（次の図面に示す部分に限る。）、那加前洞新町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、那加南栄町、那加元町、那加門前町一丁目から四丁目まで、那加雄飛ケ丘町、那加楽天地町（次の図面に示す部分に限